

平成29年度第4回江東区外部評価委員会（A-③）

1 日 時 平成29年7月21日（金）
午前9時30分 開会 午後12時05分 閉会

2 場 所 江東区役所 7階 第71会議室

3 出席者

(1) 委員

吉 武 博 通	植 田 みどり
宮 澤 正 泰	

(2) 関係職員出席者

[施策16]

地域振興部長	大 塚 善 彦
地域振興部 経済課長	老 川 和 宏
地域振興部経済課 消費者センター所長	西 澤 高 明

[施策20]

地域振興部長	大 塚 善 彦
地域振興部 文化観光課長	伊 藤 裕 之
文化コミュニティ財団 管理課長	西 谷 淳
文化コミュニティ財団 文化センター管理事務所長	松 村 浩 士
地域振興部 文化観光課 観光推進係長	椎 木 英 彦
地域振興部 文化観光課 文化財係長	轟 章 成
文化コミュニティ財団 管理課 管理係長	加 藤 眞 一
文化コミュニティ財団 文化センター管理事務所次長	山 崎 利 樹
江東公会堂管理事務所 次長	早 川 正 悟

(3) 事務局

政策経営部長	押 田 文 子
政策経営部企画課長（行政管理担当課長兼務）	炭 谷 元 章
政策経営部財政課長	岩 瀬 亮 太
政策経営部計画推進担当課長	日 野 幸 男

4 傍聴者数 1名

5 会議次第

1. 開会
2. 施策16「安心できる消費者生活の実現」ヒアリング
3. 施策20「文化の彩り豊かな地域づくり」ヒアリング
4. その他
5. 閉会

6 配付資料

- ・委員名簿
- ・出席職員名簿（施策16・20）
- ・席次表（施策16・20）
- ・施策実現に関する指標に係る現状値の推移（施策16・20）
- ・事業概要一覧（施策16・20）
- ・施策評価シート（施策16・20）
- ・行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート（施策16・20）

午前9時30分 開会

○班長 おはようございます。定刻よりも30秒ぐらい前ですけれども、第4回の江東区外部評価委員会A班の第3回目を開会したいと思います。

今日はお一人の傍聴者の方がいらっしゃいまして、既に傍聴席についていただいております。ありがとうございます。

それから、今日はこちら側に12名の外部評価モニターの皆様がいらっしゃいます。12名プラス1名の赤ちゃんがいらっしゃる。今何カ月ぐらいでいらっしゃいますか。

○モニター 6カ月です。

○班長 6カ月。男の子でいらっしゃいますか。

○モニター 女の子。

○吉武班長 済みません。ごめんなさい、見えなかったものですから。女の子でいらっしゃいますか。ということで、12名プラス0.5ぐらいですかね。赤ちゃんまで、6カ月のお子さんもいらっしゃいますので、多少声を出したりするかもしれませんが、それもアットホームでいいかなと思いますので、お母さんもあまり気にされずに、どうぞご参加いただければと思います。

今回の外部評価対象施策は、施策16の安心できる消費者生活の実現と、施策20、文化の彩り豊かな地域づくりの2つの施策であります。

初めに、お手元の資料の確認をお願いします。席上に配付されております会議次第に配付資料の一覧がございますので、突き合わせていただきまして、もし不足がありましたら、この左側、モニターの皆さんから向かい側のところに事務局の方がいらっしゃいますので、事務局職員にご連絡いただければと思います。特に何かございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、ヒアリングに入りたいと思います。ヒアリングの前に、私たち3名の委員の紹介を簡単にさせていただきます。その後、区側からご紹介いただきたいと思います。区側の皆さんからご紹介されるときに、私たちと同時に、あちらのモニターの方全員にちゃんと顔が見えるようにしていただきたいと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

私は、この委員会の委員長をしております、このA班の班長をしております、3月まで筑波大学に在りまして、今、公立大学法人首都大学東京の理事をしております吉武と申します。25年間、民間企業の経験もありますし、大学でもいろいろ大学改革とかしております。

ましたので、その経験を生かして、江東区の皆様にとって江東区の行政が少しでもよくなるように、外部評価にかかわらせていただいているということでもあります。よろしくお願いいたします。

それじゃ、植田先生。

○植田委員 おはようございます。名簿の2番目にあります、国立教育政策研究所に勤めております植田と申します。国立教育政策研究所というのは文部科学省の中にある研究機関で、文部科学省が政策立案をする際の根拠となるような調査研究をするというところで研究官をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○班長 今、何かと話題の文部科学省ですけど、植田先生は全くそういう世界とは無縁でありますので、ご安心いただければと思います。

それじゃ、宮澤先生。

○宮澤委員 千葉県習志野市の会計管理者をしております宮澤と言います。会計全般を担当しておりますけれども、今回は違う自治体という形で、そちらのほうの目線から江東区さんの施策をずっと評価させていただければと思って、参加させてもらっています。よろしくお願いいたします。

○班長 それでは、区側のほうからご紹介いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大塚地域振興部長 おはようございます。施策16を所管します、地域振興部長の大塚と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○老川経済課長 消費者センターを所管しております江東区の地域振興部経済課長の老川と申します。よろしくお願いいたします。

○西澤消費者センター所長 消費者センターの所長でございます西澤でございます。よろしくお願いいたします。

○班長 今日は3名だけです。わかりました。

それじゃ、座ったままで結構でございますので、お話しいただきたいと思うんですが、多分初めてこの資料をごらんになられる方から見たら、過去何度か皆さんからいろいろお話を聞いていただいたんですが、用語がわからなかったりとか、意味がなかなかわからないということがありますので、当初10分から15分と時間を区切っておりますが、少し丁寧に、15分を多少超えていただいても構いませんので、むしろ区民の皆さんに十分わかるような形でお話しいただきたいのと、それから、後でまたやりとりの中で出てくると思いま

すが、国と都と区というのがどんな関係があるのかということをし意識しながらご説明をいただくと、よりわかりやすいかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○関係職員 よろしいでしょうか。

○班長 はい、どうぞ。お願ひいたします。

○関係職員 では、おはようございます。改めてよろしくお願ひいたします。

施策16、安心できる消費者生活の実現について説明をさせていただきます。本施策の所管をしてございますのは地域振興部経済課となります。なお、江東区では消費者安全法に基づきまして、江東区扇橋3丁目のパルシティ江東の中に消費者センターを設置してございます。所長以下、事務職員4名、また消費者相談員5名を配置し、主に消費者行政を担当させていただいているところでございます。

恐れ入りますが、施策評価シートをお開き願ひます。1の施策が目指す江東区の姿でござひますけれども、消費者情報の適切な発信や相談体制の充実により、安心できる消費者生活を実現してまいります。

次に、2の施策の実現するための取り組みでござひますけれども、1つ目は、消費者情報の提供の充実として、将来の消費者である中学生等にも総合学習の時間等を活用し、消費者教育を行い、また区のホームページ等を通じて、タイムリーな消費者情報を発信していきます。

2つ目、消費者保護体制の充実といたしましては、高度化・複雑化した消費生活に関する被害から消費者を守るために、多様な相談に適切な解決策を提示し、また関係機関との連携により解決を図っていきます。

次に、3-1、施策に影響を及ぼす環境変化・区民要望・ニーズの変化でござひますけれども、まず5年前から現在までの状況でござひます。消費者教育推進法の制定をはじめ、消費者安全法などの改正などにより、消費者保護等に関する環境整備が進められてきてござひます。

次に、今後5年間の予測につきましては、悪質商法は年々巧妙かつ複雑化し、消費者被害は増加傾向となり、特に高齢者を狙う悪質商法やインターネットによる被害の増加が見込まれます。そのため、消費者教育のニーズはますます高まっていくと考えているところでござひます。

次に、4の施策実現に関する指標ですけれども、施策の成果や施策の達成状況をはかる

ため、4つの指標を設けてございます。まず58、消費者相談窓口を知っている区民の割合、いわゆる窓口の周知度でございますけれども、目標数値50%に対して33.5%で、さらに周知度を上げる取り組みが必要でございます。

59、消費生活相談件数につきましては2,926件で、増加傾向にあります。

また、60、解決・助言割合にもあらわれておりますけれども、相談内容の多様化、複雑化などにより、解決等の割合も目標数値72に対して62.3%と厳しい状況にあります。

61、セミナー・講座への参加者数は236名となっておりますが、減の理由等につきましては、後ほど進捗状況等のところで説明をさせていただきます。

施策コストの状況ですけれども、平成29年度、消費者行政に関する事業費は2,972万4,000円で、対前年予算に比べて約7%の減で、これは消費者センターの改修経費が事業終了によって皆減になった、いわゆるハード上の減ということでございます。

具体的には別紙の施策別事業概要一覧（施策16）をごらん願います。消費者情報の提供の充実では、消費者講座事業や消費者情報提供事業、また消費者団体育成事業等を実施させていただいているところでございます。また、消費者保護体制の充実につきましては、消費者の相談事業等で消費者相談員等による電話、来庁相談を実施しているところでございます。

次に6の（1）施策実現に関する指標の進展状況でございますけれども、指標58、窓口を知っている区民の割合につきましては、消費者展の開催や区民まつりへの出展、区報とともに全戸配布をしています消費者センターだより等でPRを行っているところでございます。さらに窓口の認知度向上得のために、今後は新たな広報活動に加え、子供や若者への裾野を拡大した消費者教育を推進することが必要でございます。

本日、消費者センターだより、こちらのA4版のものをお配りしているところでございます。後ほどごらんいただければと思っております。

それから59、消費生活相談件数でございますけれども、人口増や相談内容の多様化に伴って、相談件数は増加傾向にあり、相談体制の強化が必要な状況となってきてございます。

60の消費生活相談解決・助言の割合ですけれども、先ほども少しご説明を申し上げましたが、相談内容の変化に的確に対応するために、弁護士とのアドバイザー契約や相談員の研修参加を継続し、資質の向上に努めているところでございます。いろいろ案件についてはやはり高度化、複雑化をしているということで、専門家の方にアドバイスをいただいたりという形の取り組みを進めているところでございます。

また61、セミナー・講座の参加者数でございますけれども、こちらについては、主に福祉施設等での高齢者向けの消費者講座の参加者は、施設や団体からの依頼が減少している状況でございます。そういう中で、今後は改めて福祉施設や団体に対して事業のPRを行い、参加の拡大に努めるとともに、東京都や関係団体とも連携をして、消費者被害の防止に取り組んでまいりたいと考えてございます。

6の(2)施策における現状と課題でございます。食品や化粧品等に関する消費者被害の事件や悪徳商法の横行など、消費者不安を増大させる事象も多く、消費者の関心は高まっております。一方で、消費者相談を含め、消費者センターの認知度はやはり十分に高いとは言えず、身近に相談できる窓口として周知するとともに、さらに被害拡大につながらないよう取り組みを進めることが重要と考えているところでございます。

次に、今後5年間の施策の取り組みの方向性でございます。区のホームページを活用して、相談件数の多い事例や対処方法のご紹介を行うほか、消費者センターだよりを区報にあわせ全戸配布しており、また区報に定期的にコラムの記事を掲載し、タイムリーな情報提供をしていきます。

また、消費者センターや相談窓口の利用促進のため、消費者講座等のPRを行い、高齢者等の世代別の情報提供を実施していきます。平成27年に設置した消費者教育推進委員会において、消費者問題の課題と対応策等を協議し、各世代を対象とした消費者教育に取り組んでいきます。さらに、時代に適合した消費者相談の充実のため、国や都が実施している研修に相談員も参加し、資質の向上につなげてまいります。

資料をおめくりいただきまして、二次評価結果の状況説明シートをごらん願います。シートの右側をごらん願います。平成28年度の評価結果に対するこれまでの取り組み状況について説明をいたします。

まず①の消費者相談窓口の認知度向上では、消費者展を区と消費者団体連絡協議会の共催で開催し、各団体の展示や消費者相談を実施したほか、平成28年度におきましては、東京都との連携事業として、落語で学ぶ消費者被害と題し出前寄席を初めて実施いたしました。また、区民まつりでは相談やクイズのブースを設け、広く区民にPRを図ったところでございます。

②の区民への迅速かつ適切な解決策の提示では、弁護士とアドバイザー契約を結び、助言を得ているほか、事例検討会を年4回実施し、また相談員が国民生活センターの研修に参加し、法改正の内容や事例研修等を学んでございます。なお、弁護士からのアドバイス

を受けた回数につきましては、年58回でございます。

③の関係機関との連携強化、消費者被害の未然防止の取組みにつきましては、消費者相談員が高齢者施設等で被害防止の啓発を行う出前講座など、アウトリーチ、いわゆる出張サービスなどの取組みを実施しているところでございます。

④の消費者情報の提供や消費者教育について、関係機関等と連携を密にした効果的な実施では、消費者教育推進委員会を年2回開催し、弁護士、警察、消費者団体等の委員により、情報の共有化や意見交換を行っているところでございます。また28年度からは、子供を対象とした消費者教育の取組みとして、親子消費者講座・見学会を新たに開始したところでございます。

最後になりますけれども、消費者センターに寄せられる相談は非常に多様化しており、また相談者の年代も各年代にわたってございます。江東区では今後も人口増加が見込まれており、社会情勢の変化に伴い、消費者被害も複雑化することが予想されます。今後も区民に身近な消費者センターとして、これまで以上に消費者情報を適切に提供し、また消費者相談業務の充実を図っていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員 どうもありがとうございました。最初に私のほうからちょっと事実関係だけ確認をさせていただきたいと思えます。先ほどご紹介いただきましたように、江東区消費者センターという施設があって、皆さん多分ご存じだと思いますが、その施設の中にあって、そこに一般のいわゆる事務系の職員の方が何人いるんですか。

○関係職員 4名です。

○委員 4名ですね。4名プラス相談員の方が5名ですね。

○関係職員 はい。

○委員 ということになるわけですね。

それから、この消費者センターというのは、必ず義務、いわゆる法律か何かで、特別区には置かなきゃいけないということが決まっているのでしょうか。

○関係職員 消費者センターの設置の根拠ということでございますが、当区においては昭和40年から消費者相談を行っておりましたが、法定化されたのが、経緯が記載されておりますけれども、昨年、28年4月改正施行された消費者安全法で、市町村が行う事務ということで、消費者センターの設置が定められています。

○委員 なるほど。義務化されたと。

○関係職員 ええ、明文化されたのはこちらが最初なんですが、事実上はそれ以前から全国に設置されています。

○委員 それはもう法律で義務化されたという理解でよろしいんですか。

○関係職員 都道府県は設置義務なんですけど、市町村は努力義務です。

○委員 努力義務ですね。ありがとうございました。

それからもう一つ、指標のところでは60番の指標ですが、このパーセンテージは何が分母で何が分子になっているのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○関係職員 60番は、消費生活相談の解決・助言の割合ということになっております。これの分母になっておりますのが、59番のところにある28年度の全体の相談件数が2,926件ですが、そのうちあっせんとか助言を行って、解決ということで終了したものが、合計で62.3%となっております。

○委員 その解決・助言というものの定義というんですか、例えば解決・助言したものとそうじゃないものとの区別って結構あると思うんです。その辺はどういうふうにしていらっしゃるのでしょうか。

○関係職員 こちらの相談を受けてからの流れということになりますけれども、例えば相談内容についてお聞きした上で、警察にお話ししたほうがいいのか、ほかの機関等につないだほうがいいのかという生活相談もございますので、そういったものもあるんですけれども、消費者相談が対象というものの中で、1つは相談員のほうで区からその事例に基づいてアドバイス、助言を電話聴取等に対して行いまして、それに基づいてこのご相談された方が事業者さんのほうに直接またお話しされて、それで一定の解決を見たというものが解決になっております。それが自主的に交渉していただいて解決したというもの。

あともう一つは、事業者さんに来ていただくとか、区のほうで間に入って仲介をして、特別に区で権限は持ち合わせていないんですけれども、いろんな法令、ルールにのっとって、事業者から解決策を引き出していった結果、あっせんで解決したものはありますので、その合計になっています。

○委員 最後にもう一つ、区民モニターの方々を意識して質問させていただきますけど、国も何か消費者センターとかそういうのがあって、都も何かやっているような気がするんですが、それで区がやるということですが、その基本的な考え方というのはどうなっているのでしょうか。

○関係職員 まず省庁でいきますと、消費者庁がそういった消費者行政の行政機関として

は担っておりまして、国民に注意喚起、企業への指導・処分を行っています。独立行政法人国民生活センター、こちらは商品テスト室を持ち、消費者被害のいろんな検査とか、相談の取りまとめなど、そういうことを行っております。

東京都には、飯田橋に消費生活総合センターというのがありまして、こちらで都民一般の相談を受け付けています。こちらについては、役割としては市区町村の消費者相談の補完的役割ということになりますけれども、区とか市への助言、アドバイスだったりとか、東京都のほうで職員向け、あるいは相談員向けに研修も行っていますので、そういった役割であります。

あとまた、国民生活センターのほうでも研修機関を持っていますので、そちらで江東区の職員、相談員も参加しており、いろんな法令とか制度に関する勉強を行っています。そういった役割の中で、区のほうは一番住民に身近な消費者センターということで、電話とか、おいでいただいて相談を受けているような役割になっています。

○委員　もし何かそういうトラブルに巻き込まれたり相談をしなきゃいけないときというのは、どこに一番行くのを、今のたてつけとしては想定しているのでしょうか。

○関係職員　まずは一番身近な相談機関としては、江東区の場合、江東区の消費者センター、こちらにご相談いただいて、あとは内容によって、いろいろ事業者の事故の関係とか、国のほうで対応しているようなもの、犯罪的なものもありますので、そういったものはまた相談をお伺いしながら対応していくということで考えてございます。

○委員　わかりました。事実関係を確認させていただきました。

○委員　ありがとうございました。幾つかご質問をさせていただきたいんですけども、この消費者教育も含めて、多分年代によって対応が違ってくるのかなと。江東区としてもそれを意識しておられて、中高生も消費者教育を総合的な学習の時間を通じてやるということが取り組みの中にも書いてありますし、高齢者向けの対策とか、あとは現役世代も含めて、多分年代別のきめ細かな対応が必要だと思うんですけども、今日はそのあたりはざっくり区民全体に対してのご説明があったので、その辺の年代別にきめ細かな、今後いろいろな取り組みをされていく中で、そういう観点があるのかなのかということと、それから、一番初めの2のところの①に、「高校生、中学生についても総合学習等」と書いてあるので、総合的な学習の時間を通じて、消費者教育をというのが入っているながら、取り組みの中でほとんどそのことが触れられていないんですけども、それは全くされていないのか、それとも今後何らかの形で取り組むことが予定されているのか、そのあたりの

年代別への対応と、特にその小中高生の若者への対応について教えていただければと思います。

○関係職員 年代別の対応ということでございますけれども、今、江東区のほうでお受けしている消費者相談の年齢別の分類ということになりますと、40代、50代、60代が均等に多くて、10歳刻みにおきますと、特に高齢者が突出して多いということにはなっていないんです。昨年度のデータですと、70歳以上というのが17%で一番多くなっておりますけれども、その次に多いのが40歳代の16.4%、あとほかは50歳代、60歳代も13%程度ということで、特に高齢者とか若者に突出して相談が集中しているということではないという前提があります。

その上で、取り組みといたしましては、高齢者の方に対しては、先ほど出前講座ということで、少しお話ししたのですけれども、高齢者施設、長寿サポーターセンターとか福祉施設のほうに消費者相談員が出向いて行って、そういったところにいらっしゃったお客様とか、施設の職員の方に、高齢者に特有の消費者被害の防止ということでお話をさせていただいている、高齢者は高齢者向けということで大きい柱になっております。

あとは年代別ということでは、先ほど親子の見学会を初めて昨年やったことがございましたが、これは金融教育とか工場の消費生活部門の見学も含めて見学会を昨年度やりまして、小学生とか子供世代から、親子、家庭でそういう関心を持っていただくようなことを新たに開始しております。

あと、2番目の中高生、その若者ともちょっと絡むんですけれども、中学生に向けた取り組みとしては、学校の授業の中で、総合学習と記載してあるんですけれども、あとはそれぞれの学習指導要領の規定もありまして、社会の授業とか、技術・家庭の授業の年間のカリキュラムの中で、江東区の中学校については、2年生と3年生で数時間、授業の中で各学校で取り扱っていただいております。

あとは今後の展開としては、江東区では特に区立の中学生向けに今検討しているのは、消費者被害防止のパンフレットとか、何かわかりやすい資料をつくって、学校で授業で活用していただくことがあります。例えば消費者相談員が出向いて行って、リクエストがある場合には説明させていただくとか、そういうことができないかなというのを検討しております。

あともう一つが、経済課のほうでは、中小企業の支援ということもやっておるんですけれども、その中で、例えば中小企業の若い社員です。大手の会社ですと、自社で研修した

りするんですけれども、そういうことがなかなか難しいこともございますので、今後中小企業の社員向けに、私どもで雇用支援もやっているセクションもありますので、そこと連携して、そういった若者の社員、江東区の従業員の方に、社会人になった段階でのいろんな消費者被害防止の取り組みをお話するような機会が設けられればということで、検討中でございます。

○委員 ありがとうございます。検討中のことも含めて、学校教育への関わりという部分が、現状ではまだ訪問とかの部分での取り組みで、学校にダイレクトに入っていらっしゃるといわけではないようなので、ぜひ教育委員会のほうとも指導室とも連携して、どういう教材がいいのかとかをぜひ検討していただければと思います。

今、年代別にご相談のデータも持っていらっしゃるといことでしたので、2番目に質問させていただきかけたのが、今後のいわゆるPR活動の部分で、まだ、だんだん周知の数値が順当に上がってきていないというところの問題を、どういうふうに運営分析されているのかなというのをお聞きしたかったんですけれども、そういう意味で、70歳代が最大の相談者の数ということであれば、今後の展開を考えていらっしゃることも、新たな広報活動という部分で、どういう戦略を立てておられるのかというあたりの方向性があるのであれば、お聞かせいただければと思います。

○関係職員 特に高齢者に向けてということで、今も、今日配付させていただいた消費者センターだよりということで、これは江東区報と一緒に配達して、全戸に配布させていただいておるんですけれども、こちらは高齢者に限ったものではないので、例えばこういうものと別に、高齢者を見守るような視点でのリーフレットとかというものを全家庭にお配りして、ご家庭にいらっしゃらなくても、近隣の関係とかお知り合いの関係で、また区のセンターのほうに相談していただけるような事例を含めて紹介するなど一つ検討しているのがございます。

あとは改めて、例えば地域の団体、消費者団体とか高齢者施設に加えて、町会ですとか自治会、あとはマンションだとなかなか管理組合とかが難しいんですけれども、大きい団地等であれば、今までも高齢者が多いそういった団地等に出向いて行って、相談員がいろいろお話しさせていただく機会はあるんですけれども、なかなかリクエストがないと行かないところもあるので、分譲マンションではなかなか難しいところもあるんですけれども、古いマンションも多いので、どうやって広報するかとありますが、そういうことができますということを改めて地域にお知らせをしていって、まず江東区に消費者センターが

ある事や、相談の内容とかのお知らせをしていきたい、これも検討中ですが、今までやっていることを踏まえて考えているところでございます。

○委員 ありがとうございます。今言葉の確認をさせていただきたいんですけども、ちょっと先ほど説明の中で疑問があったのは、依頼を受けてからでないという訪問できないというご説明だったんですが、今も依頼がないとできないという形だったんですけど、それを、いわゆる先ほどアウトリーチ的におっしゃっていたんですけど、行政のほうから出向いて訪問して、こういうセミナーをすることは、法律上できないということなんでしょうか。

○関係職員 いえ、当然こちらから営業みたいに出向いていくことができないというわけではなくて、一定の高齢者施設とか地域の自治会さんとかは、消費者センターとか相談のことについてはご理解はあると思うんですけども、認知度がまだ十分でないところもあるので、改めてそういったご案内を幅広くさせていただいて、その中で相談員が出向くなりとか、アウトリーチをやるような機会を増やしていきたいと考えております。特にそういった決めはありませんので、改めてPRを広く行った上で、またリクエストとかそういう申し出を受けて調整した上で、実施していきたいと考えております。

○委員 ありがとうございます。そういう意味で、消費者センターは何ができて何をしてくれるのかということが、ちょっと区民の皆さんがわかれば、依頼も来ると思います。多分その辺の活動も含めてPRされていくといいのかなと思いました。

それからもう一つ質問させていただきたいのが、弁護士の方とアドバイザー契約をされていらっしゃるということだったんですけども、多分巧妙化していたり複雑化してきているという状況を把握されていらっしゃるようですし、それからインターネットのネット社会での振り込め詐欺も含めて、銀行の窓口に行っただけではなくて、特に高齢者だけではなくて年代を広げていくと、ネット上でのいろいろな詐欺なども含めて、多分幅広くなっているという線では、それへの対応ということを考えたときに、やっぱり多様な専門性を持った方との連携とか、アドバイザーの方の専門性というものが必要になってくると思うんですけども、そういう意味で、弁護士の方とのアドバイザー契約はあるほかに、何かネットとかの社会、いわゆる情報化への対応という部分での専門性を持った方との連携であるとか、人材育成というところについてはどう考えておられるのかというあたりをお聞かせください。

○関係職員 弁護士とは業務委託してまして、消費者教育推進委員会の会長にもなっていて、あとは定期的に検討会と、その定例の検討会以外に、そういった法的な解釈

とかアドバイスをお願いしたい場合は、即電話なりとか事務所にお伺いして、相談させていただいて、解決を図るように努めているところです。

今お尋ねのその情報社会に向けての専門家とか専門機関という意味では、1つは既に研修の中で、国民生活センターのほうの研修とか、あとは東京都のセンターでやっているような研修に相談員が逐次参加してございまして、法改正の内容だけでなく、情報社会の進展に伴ういろんな事例研究とか、法でなかなか対応できないことも含めて、そういったものの勉強をさせていただいて、それを持ち帰って相談員で共有して、事例の解決、対応に当たっているところであります。

情報化対応ということでは、その専門性という意味では、今相談員が国のほうの消費者生活相談アドバイザーの資格を持っておるんですが、民間の機関であるコンサルタント協会などに、アドバイザーの方も所属していますので、そちらの自主的なものも含めて勉強会とか、そういうものは受けているところはございます。

あと、消費者講座。1つは区民の方向けの消費者講座を、先ほどの出前とはまた別に、先ほどの指標の人数には入っていないんですけども、さまざまやっておりますので、その中でネット関係のトラブルの事例の講座とかいうものをやっておりますので、そういった場合にはそういった関係の団体の方にお越しいただいて、話をいただくということは行っております。済みません、長くなりまして。

○委員 ありがとうございます。それから、先ほど委員のほうからもご質問があったところと少しリンクするかもしれないんですけど、要は、区がどこまで何を法的にしてもらえるのかというあたりで、消費者保護体制の充実というところで、いわゆる被害から消費者を守りますと断言をされているんですけども、それがどこまでどう守ることが取り組みの実現の目標になるのかということと多分大きくリンクしてくると思うので、要は法的に、いわゆるもう最後の解決まで、責任を負うところまでを目標と、被害から全て法的にも救われてというところまでが先ほどおっしゃった解決までなのか、それとも専門機関、例えば警察であるとか、最終的な解決をする機関につなぐところまでが行政としての守りますというところなのか、その辺の最終的な守りますという取り組みの目指す姿がどこまでなのか、いわゆる区がやる役割がどこまでなのかということがちょっと明確でないかなと思いますので、そのあたりを明確にいただければと思います。

○関係職員 区はどこまでやるかという目標の設定の解釈ということと、あとは区のできる権限というか、そういうことになろうかと思いますけれども、区、市のレベルで消費者

問題の解決については、特に何か指導とか罰則を事業者に与えるような権限はないんです。それは都道府県とか国が持っているところでありまして、1つはまず、先ほどのアドバイス、助言等も含めて、あっせんも行いますけれども、その中で解決していく。

それは特に何か法定化された権限ではないんですけれども、その中でできる限り、当然法令のルール、クーリング・オフとかいろんなものを含めてありますので、その中で解決していただくようなアドバイスをしていくことを通じて、区のできる範囲では目標としては解決を目指しておりますが、その上で、その上部の機関として東京都とか国もございまして、そちらのほうに上げて審査していくような機関もございまして、まれにそういうふうに相談をつないでいくこともあります。

あとはお尋ねにありましたような犯罪、要は刑事事件のような、契約等に基つかない詐欺行為、特殊詐欺みたいな、そういうものもありますので、そちらは警察にも話を伝えるとか、それはよくお話を聞いた上で、いろいろな機関の紹介とかいうこともございまして。そういった中で、役割をそれぞれ確認しながら対応しているということでもあります。

○委員　そういう意味では役割分担を明確にされた上で、取り組みの姿というところと、それがどういうところまでできたら目標が達成できたのかというところを明確にしていたらと、よりわかりやすかったかなとは思いました。ありがとうございました。

○委員　おそらく今の話ですと、基本的には罰則権限を持っていらっしやらないというところが一番結構厳しいところですね。だからともかく、区民の方々にこういったことに関する啓発とか教育をやっていって、できるだけ皆さんがこういった被害に遭わないようにしようという防止活動みたいなものと、それからもう一つは、起こったときに何かいつでも相談ができますよと。全てがここで対応できるわけじゃないし、あるときは警察かもしれないし、国かもしれないけれども、少なくともそこはワンストップで、身近なところで相談に来ていただければ対応できますと、その辺の大きな2つの機能があるんだと理解しておけばよろしいですね。

○関係職員　おっしゃるとおりで、施策の大綱にも出ておりまして、そういった被害に遭わないための、防止のための啓発を幅広く行うことと、そういった被害まではいかなくても、問題に巻き込まれた場合のまず一番身近な存在としての相談機関ということとなります。

○班長　わかりました。

○委員　この施策でやはり重要なのは相談体制の充実ということだと思います。その中で

消費者センターというのが重要な位置づけになるという認識です。今お話があったとおり、広く初期相談を対応するということがメインで、その中でも交通整理をする中でいろいろ対応されるということだと思います。そこで相談のこの件数なんですけれども、電話、来所ということがあるというお話でしたけれども、具体的にその割合はどの程度なのか、まず教えてください。ざっくりで構いませんので。

○関係職員　ほとんどが電話ということで、あとは直接おいでいただく、相談室のほうで会ってお話しいただいていますけれども、電話がほとんどと。

○委員　わかりました。それで電話対応をされるのは、消費者の相談員だと思いますけれども、消費者の相談員の身分というのは、これは区の職員なんですか。

○関係職員　こちらは非常勤職員、正規職員ではないんですけど、特別職の公務員ということになっておまして、現在5人を雇用しております。

○委員　その5人体制と伺いましたけれども、ローテーションか何か組んでいるのかと思われませんが、1日に常時いらっしゃるのは何人でしょうか。

○関係職員　非常勤職員なので、勤務時間とかの規定もございますので、延べ、押しなべていくと1日3人か4人がセンターに待機していて、電話をお受けするのと、あとは直接の相談に対応しております。

○委員　そういったことをお聞きしたのは、こちらの今日配られた消費者センターだよりの中で、この消費者センターが相談できる時間帯というのが、平日の9時半から4時で、ただし日曜、祝日、第2・第4月曜日休み、土曜日不定休で、対応されていないというような、逆に言うとイメージと、あとはこの次のページの真ん中の右のところに、「不安に思ったら消費者センターにご相談ください、消費者センターが開いていない夜間や休業日でも焦る必要はありません」と書いてあるんですけども、相談内容は、来所だとかなかなか大変なんですけれども、電話対応がほとんどということであれば、電話をかけてくる方は不安に思ったから電話をかけてくるので、24時間とは言いませんけれども、もうちょっと幅広く相談員さんを配置することは、全体の経費から見るとそれほどでもないのかなということで、区民のためにはいつでも相談できるのが望ましいのかなと。

またあと、今民間でもいろいろなトラブルの対応、電話対応では、かなり定型的な質問が多いので、コンピューターというか、タックスアンサーみたいに答えるような話があって、どうしようもないときにはオペレーターにつなぐというようなシステムがあらうかと思しますので、多分電話をかけた方は全く素人なわけですから、今までそちらのほうの蓄

積された事例で解決できるような質問事項もかなりあるかと思うので、閉庁日であっても、そういった対応で対応ができるようなシステムを組んだほうがいいのかなど。

多分今閉庁日だと、電話をかけてもメッセージが、閉庁日ですということで冷たく言われちゃうのかと思われますので、相談体制の充実ということであれば、そういったことのほうがコストに見合ったものになるのかなという意味で、そういったことを検討されたことはありますでしょうか。

○関係職員 今、運営時間ということで、1つは建物が、消費者センターがパルシティというところに入っているんですが、全体のオープンの時間帯の中で営業しておりますので、休館の曜日についてはそちらの建物全体のルールに従って、今運営しています。

あと時間については、確におっしゃるように、それ以外、緊急の場合とかの対応というのがなかなか十分でないということもございますので、ほんとうに緊急な場合とかについては、1つは国民生活センターの消費者ホットライン、「188」というのがあって、このパンフレットに載せていないところはあったんですけども、そちらにつないでいただくと、相談を区がやっていない場合は東京都だったりとか、そういうところを紹介して、そちらに連絡をいただくような仕組みがもう一つはございます。

あとは、今江東区のホームページでは、逐次いろいろな相談の典型的な事例等と解決の要旨を出して、見ていただくようなことにはしておりますので、そこも一つは参考の事例にはなるかと考えています。

あともう一つが、メールです。ホームページからネットで接続していただいて、それで質問を受けて回答するようなことはやっていないんですけども、ただ実際の話になると、よく詳しくお伺いしなければいけないので、一般的にはお問い合わせ事項とか、そういうことについては、メールサービスの中でお尋ねいただくことはできますが、ただおっしゃるように当然土日はすぐ回答できないということもございます。またそういったエントリーの仕方は幾つかはあります。

あとは相談時間の延長とかその辺については、非常勤職員の勤務時間の関係とか、なかなか今専門職の人材確保が難しいところがあって、そういった面もあるので、今後の検討課題かなと考えています。

○委員 ありがとうございます。ただ、今のその建物の制約があるという話については、ほとんどが電話ということですので、別に電話がつながればどこでもいいという話ですので、いろいろ24時間使える区の施設等があるかと思うので、そういったところで電話番

号をつくって開設するというのも一つあるのかなということと、あとは土日、祝日等だと、特別職の非常勤の方だと勤務体制ということがあるのであれば、ある程度権限を与えた中で、民間委託の部分で民間の専門家のほうが、閉庁日等については、与えられた権限の中で対応することを検討していただくのも一つの方法かなと感じました。

○班長 それではここで区民の外部評価モニターの皆さんから、何かご質問とか、ご意見とかあれば、おっしゃっていただければと思います。いかがでしょうか。どうぞご遠慮なくおっしゃっていただければと思います。

○モニター 済みません。相談の窓口ということなんですけれども、被害に遭われた方も結構数多くいらっしゃると思うんですが、その方たちに対してのケアという面に関してはどのようにお考えでしょうか。

○関係職員 実際その被害に遭われた方に対する対応ということですね。

まずは電話、あるいはそれぞれお話しいただいて、よく相談員のお話をお伺いした上で、被害に遭ってしまった場合については、区のほうでできること、例えばクーリング・オフを含めていろんなルールがありますので、そこをよく確認した上で、改めて事業者に伝えられることとか、そういったものを確認しながら取り組んでいるということで、ケアという面では、その事例ごとにできる権限の中で、事業者に対する働きかけとかというのは積極的に行っております。

○モニター ありがとうございます。

○班長 今のは、どういう状態になれば区民の方が納得したか、解決してもらったと。実際に区に全部お願いするということではないと思うんですけれども、とにかくそれで不安が解消されたとか、そうか、これで大丈夫なんだと。例えば架空請求であれば無視すればいいんだと、それがわかっただけでも安心でしょうし、それからそういう業者さんとの関係があれば、じゃ、区側が業者さんときちっと話をしますから、あなたは心配しなくていいよとか。

だからどういう状態になれば区民の方が、満足とは言いませんけれども、不安が解消されるか。不安の解消をもって、多分解決、あるいはその解決の道筋が見えるということをもって、一つの解決になるんだろうと思うので、そのあたりが、どういうところを目指しておられるのかということが質問のご主旨だったと思うんですけど、その辺もう一度ちょっとおっしゃっていただけますでしょうか。

○関係職員 先ほど、全体の相談を受けての対応の流れの中でもご説明させていただいた

んですけれども、1つはいろんな事例によって、専門的な立場からのアドバイス、それをご相談いただいた方に差し上げて、まず1つは改めてそのご相談された方が事業者というか、相手にお話をして、それで解決という場合もありますし、そのための専門的な立場からの助言、それも一つの大きな柱であると思います。

いろんな事例が多いので、こういう被害とかこういう問題については何を適用というのはなかなか難しいところがあるので、そこを相談のほうでよくお伺いして、一番適切な解決のアドバイスというか、助言をさせていただいているというのがまず1つあって、その上で、またこれは事業者が応じないとなかなか難しいんですけれども、事業者が応じていただいて、来ていただくとかいう場合には、あっせんを行って、一定の最初の相談いただいた段階から前進した回答があればいいんですけれども、そうでなくても、改めて事業者からの説明とか、例えば法令に違反していなければ限界もございますので、そういったものも直接引き出した上で、一定の解決というか、終結というところに導くこと努力をしているところがございます。

○班長 よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。

○モニター うちの固定電話は、オレオレ詐欺のたぐいとかセールスのたぐいしかかかってこなくなったので、留守電にしているんですが、たまに来ることがあるんですよ。2日ぐらい前にとったら、江東区役所の年金課ですが、水色の封筒は届きましたかとかかかってきたので、多分あれだと思って切ったんですけど、江東区役所で直接電話をするということはあるんでしょうか。多分必ずこういうふうに、まず封筒で連絡が来ると思うんです。電話はないと思うので、詐欺だと思って切ったんですが。

○班長 それは切実な問題です。いかがでしょうか。

○関係職員 年金ですか。

○モニター 江東区役所の年金課です。

○関係職員 今お話がありましたように、例えばそういう江東区のある課をかたって詐欺まがいややるようなことも、事例の相談の中で聞いておりますので、直接何か対応、区の職員が名乗ってもうやりとりしている場合ですけれども、そういった場合にダイレクトでやるということは普通ありませんので、十分気をつけていただければと思いますし、あとは事例としては最近、区だけじゃなくて都とか、いろいろ税務署をかたったり、銀行をかたったりとか、そういったもので勧誘というか、電話をしてくるものがありますので、そういった場合は消費者センターに連絡いただくとか、あとは警察のほうへお話しされると

かいうことで、また対応いただければと考えています。ありがとうございます。

○班長 よろしいでしょうか。

○委員 ちょっと参考で。そういった対応をされるのが一番だと思うんですけども、ほんとうに納税者に還付をするということも現実にあるんですね。文書を差し上げたり、場合によっては電話をしたりとか、窓口訪問もあるんですけども、最近ではほんとうに電話をしても相手の方が切ってしまうて、なかなかお金が返せないとかいうのがあって、一応苦慮はしているんですけども、可能性として詐欺のほうが高いですので、慎重にやられたということと、警察のほうでも市内を、そういったオレオレ詐欺の対応について取り扱わないよという形で、お金の話があったら100%詐欺だと、広報車で回っていますので、そうじゃないときにはまた市、あるいは区が別な手段で、還付金が本当にあれば対応いたしますので、留守電は非常にいいと思います。留守電を聞いて、その内容で、本当の詐欺だと留守電だとそのまま切っちゃいますので、それはいい対応だなと思います。参考までに。

○班長 じゃ、よろしゅうございますでしょうか。そのほかいかがでしょうか。何かご質問とかご意見とか、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、それぞれ少し、こちらの委員のほうからコメントをいただきたいと思います。では、コメントをお願いします。

○委員 ありがとうございます。やはり区民を守るという意味での保護、相談をきちんとお受けして、それにちゃんと的確に対応して、解決まで支えるという区の役割はすごく重要だと思いますので、そういう消費者センターの役割がとても重要だというのはすごくわかりました。

それと同時に、やはりそうならないため、いわゆる被害に遭わない、未然防止のための情報提供とか教育とか啓発活動、それがより重要なのかなというか、保護とかは警察とかほかにもあると思うんですけど、やはり未然防止のための教育というのは、区だけとは言いませんけれども、区ができる仕事の重要な部分だと思いますし、行政がやるべきことだと思いますので、どういう方をターゲットにして、何を提供するためにこの広報活動をしているんだということを明確にすると、じゃ、ホームページ上では何をターゲットにしているからこういう形でやろうとか、紙媒体のほうがいいいのか、それともイベントとか訪問したりとか、セミナーを開くほうがいいのかという、誰を対象にしたどういう情報を提供する場を、こういう形でやってほうがいいという、なかなか周知の割合が上がっていかない

ことの要因分析をぜひしていただいて、誰に届いていないのかというところをぜひ明確にして、じゃ、誰をターゲットにという形で広報活動をしていくのかを、ぜひその新たな広報活動というところではしていただけるといいのかなと思いました。

それと同時に、やはり未然防止という意味で、今質問があった方のように、ちゃんと留守電にするとかということができていращやるのは、そういうことをちゃんと情報として持っていращやるからできることであって、そういう賢い区民になるためには、小さいころからこういう情報に接していくことが重要だと思うので、ぜひ教育委員会とも連携をしながら、学校の中で、先ほど社会とか技術・家庭の中で教育課程がありますということは、もう経済課としても把握をされていращやるのであれば、そこに消費者教育とか、消費者センターというものが区の施設としてあるんだよみたいなことは、情報として子供たちはわかっているけど、それが実際何をしてくれるところなのか、何で必要なのかということは、多分十分わかっていないところもあると思いますので、ぜひそういうところで、まずは取っかかりをつくって、その後からカリキュラムの中できちんと発達段階に応じて教育を受けた上で、次の中学校、高校という形で消費者としてちゃんと成長していけるような形で支援をしていくという、情報提供だけではなくて、育成という部分も視野に入れた未然防止というところも、ぜひ考えていっていただきたいなと思いました。

以上です。どうもありがとうございました。

○委員 全体的に江東区の取り組みというのは先進的にやられているのかなと思っております。特に中高生の消費者教育などは特筆すべきものなのかなということで、今後も力を入れていただくことによって、未然防止になるのかなと思っております。

あと、いろいろなところで連携とかいうような言葉がたくさん出てきているんですけども、ちょっと抽象的な部分が多いので、もうちょっと区民にわかりやすいような連携事例をお示ししていただければいいのかなと。

例えば先ほどあった振り込め詐欺の件に関しては、主に被害の対象者が高齢者の場合が多いかと思しますので、高齢者向けに、その場合については、銀行とか警察とかと当然連携する中で対応しているんだと思われまますけれども、そういうのをもうちょっと見える化する中で、しっかりとこういった連携をしているという形を区民にお知らせすることも必要なのかなと。

船橋では、銀行の窓口のところに、船橋でふなっしーが有名なので、ふなっしーの、「それは大丈夫ですか」みたいな、警察の帽子を被って注意喚起しているとか、そういう

こともしておりますけれども、いろいろ工夫をする中でやっていただければと思います。

あと最後に、最初にちょっと私が、相談体制の充実の基本は消費者センターだと思われるので、幅広い相談をタイムリーに相談できる体制というのは、いろいろ人的なものもあるかと思いますが、そのあたり幅広く初期対応はしっかりしていたほうが当然いいかなと思いますので、その辺検討していただければと思います。

○班長　私のほうは、少し厳し目というか、辛口になってしまいますけれども、この問題って、そもそもどう物事を考えるかということで、極端に言えば、それはもう区民の自己責任じゃないですかという、突き放したものの考え方ってあるんだろうと思うんです。例えばいろんな施設が出前に来てくださいますと言わないんだったら、別にPRする必要ないじゃないか、お祭りに行ってPRする必要ないじゃないかと。それは、そういうことを知ろうとしない区民の人たちの自己責任じゃないかというのが片方にあると思うんです。

行政の、特に基礎自治体の行政の最大の問題って僕はそこにあると思っていて、最後はもう全部自己責任でしょうと、こういうふうに言い切っちゃう部分と、いや、そうじゃないよね、やっぱり基礎自治体が本気で守らなきゃいけないんだよねというのと、そこはやっぱりきちとした決断というか、物の考え方なんですけれども、今日伺っていて、どっちなんだろうとちょっと不思議だったという感じです。

つまり守るんだったら、何で相談員の人5人だけで対応するんですか。4人職員の方がいるんでしょう。だったら9人でやればいいじゃないですかと私は感じるわけです。今、例えば大学の世界にも、教員と職員とありまして、教員はこの仕事をする、職員はこう。でもほんとうに小さな赤字の大学なんかはそんな暇はないんです。もう教員であろうが職員であろうが、学生の相談だったら、とにかくそこにいる人間が受けるんだ、24時間365日学生のSOSを受けるんだという大学はたくさんあるんです。

つまり、ほんとうに区民を守る、これは守らなきゃいけないんだというのであれば、もっとお金をかける、かけないということ以前に、例えばそれを常勤化することによって、相談員の方々がより確保しやすくなる、ということも可能であるでしょうし、4人の事務職員の方がもし常勤であれば、その人たちと5人の人たちでシフトを組むことによって、例えば夜の8時ぐらいまではちゃんと対応することも可能かもしれませんね。

だから一体区民を真剣に守ろうとしているのか、それとも世の中が全体的にこういう流れになって、いろんな問題が起こって、それでやはり基礎自治体である特別区としても対応しなきゃいけないよね、だからここまでやろう、でも予算もこういうことがあるし、こ

ういうことがあるし、できる範囲にとどめておこうね。実はこの三十幾つの施策を聞いていて、私は結構そういうのがあって、企業と比較すると、行政で一番問題なのは、企業というのは、いいか悪いかは別です、悪いこともいいことも徹底してやるんです。行政というのは基本的にアリバイをつくる、やっていますという形でアリバイをつくっている。

皆さんがそうだという意味ではありません。今日は辛口という言葉で申しわけないんですけども。だからやはり、やるんだったらどこまで魂を込めてしっかりやるんだということです。それだけだったらもっといろんな工夫が、今の財源の中であるような気がします。

それから委員がおっしゃったように、もう今人工知能の時代で、オペレーションのところ、コールセンターなんか、どんどん人工知能だとかロボットを使って物事を答えていくということが、現実問題出ております。ご存じかもしれませんが、公認会計士なんていう仕事は、人工知能に置きかわるんじゃないかなんて、そういうことまで実は起こっているわけです。そうすると、今すぐにできないかもしれませんが、そういったコンピューターを使ったバックアップをすとかいうことによって、相談員の資格がなくても事務の方々が対応できます。

だからそういういろんな工夫をやっていただいて、特に江東区については、最先端のところを私は行っていると思いますので、ぜひ日本の基礎自治体のこういった消費者相談の先駆的な事例をつくっていただきたいと思います。これは決してだめだとか、努力されていないとかという意味じゃないんですが、やはりぜひ、全ての行政の問題、基礎自治体の問題というのは、ほんとうに区民の自己責任の問題と、行政がどこまでやるのかということ、それからあとは、都や国との関係をどうするかという、その中でほんとうにやるべきことはどこまでやるんだということを皆さん明確にして、それを決めたら必ずそれを徹底してやるということだと思っんです。

中途半端だったらやらないほうがいい、こういうことだと思います。いろんな施策を見ていると、中途半端にお金が使われている感じがするんです。それがおそらく結局最後は都民の税負担になるだろうと思います。

それから、子供たちへの教育というのは何となくいいような気もしますが、おそらく今、みんな受験で忙しかったりとかすると、なかなか学校のほうもそう時間をとってくれないだろう、しかもこういうものはどんどん巧妙化してきて、例えば中学校とかいったときに、そういう教育をやるのがほんとうにいいのかどうかです。人を疑えとか、業者さんを疑えみたいなことを教えることがいいことなのか。ほんとうに教育的な効果をもたらしながら

ら、まさに消費者を守るという教育のあり方ってどうなのかということ、深く考えることだと思います。

やっぱり仕事というのは、考えて考えて考え抜いて、それで施策をつくり、それをどこまでやるかということを考えていく、そしやる以上は徹底してやる。そのめり張りがとても大事だと思うので、まずいとかいうことを申し上げているわけじゃないんだけど、ぜひこの機会に、そういったことを見直して、立ちどまって、少し考えていただければと思います。

あまり辛口は言わないんですけど、今年は辛口は全然言っていなかったんですけど、今日は辛口を少し言わせていただきました。これは全ての施策について共通することなので、ぜひ政策経営部のほうでも、ぜひ理解していただきたいと思います。

ということで、いろいろとご説明いただきましてありがとうございました。また外部評価モニターの皆様、どうもありがとうございました。これからアンケートというんですか、評価シートにご記入いただきたいと思います。今日は貴重なお時間をいただいたことを感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは10時50分からということで、10分間休憩をとらせていただきたいと思います。10時50分にまたこの場で開始したいと思います。どうもありがとうございました。

(休 憩)

○吉武班長　それでは、定刻よりちょっと早いですけれども、これから始めたいと思います。次の施策は、施策20の文化の彩り豊かな地域づくりの施策でございます。

こちら側の評価委員からご紹介したいと思います。私は全体の委員長で班長をやっています首都大学東京理事の吉武でございます。またよろしくお願ひします。

○植田委員　よろしくお願ひいたします。文部科学省にあります国立教育政策研究所研究員をしております植田と申します。よろしくお願ひいたします。

○宮澤委員　習志野市の会計管理者の宮澤です。よろしくお願ひいたします。

○班長　それじゃ、区側、お願ひいたします。

○大塚地域振興部長　区側の職員を紹介させていただきます。施策20を担当させていただきます、地域振興部長の大塚でございます。よろしくお願ひいたします。

○伊藤文化観光課長　関係課長の文化観光課長、伊藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○西谷文化コミュニティ財団管理課長　江東区文化コミュニティ財団管理課長の西谷でござ

ざいます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松村文化コミュニティ財団文化センター管理事務所長 江東区文化コミュニティ財団文化センター管理事務所長、松村でございます。よろしくお願いいたします。

○椎木文化観光課観光推進係長 文化観光課観光推進係長の椎木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○轟文化観光課文化財係長 文化観光課文化財係長の轟です。どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤文化コミュニティ財団管理課管理係長 江東区文化コミュニティ財団管理係長の加藤です。よろしくお願いいたします。

○山崎文化コミュニティ財団文化センター管理事務所次長 文化コミュニティ財団で江東区文化センター管理事務所次長の山崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○早川江東公会堂管理事務所次長 同じく江東区文化コミュニティ財団江東公会堂管理事務所次長の早川でございます。よろしくお願いいたします。

○班長 それでは、ご説明いただきたいと思います。先ほどと同じような形で、なるべく丁寧をお願いいたします。

○関係職員 では、よろしくお願いいたします。施策20の文化の彩り豊かな地域づくりにつきましてご説明をさせていただきます。恐れ入りますけれども、施策シートをお願いいたします。

本施策の所管課につきましてはただいま紹介をさせていただきましたが、地域振興部文化観光課、また関係組織といたしまして、江東区文化コミュニティ財団の職員が出席をさせていただきます。

まず、1の施策が目指す江東区の姿でございます。区民が、さまざまな文化に触れ楽しむ機会が確保され、日常生活を心豊かに送ることができる地域社会が実現されているという状態でございます。

2の施策を実現するための取り組みといたしまして、大きく3点の取り組みを行ってございます。

第1に、伝統文化の保存と継承です。文化財や伝統文化を適切に保護・保存し、講習会の開催のほか、授業に取り入れるなど、次世代の継承にも取り組みます。また、文化財の保護に関する地域のリーダーである文化財保護推進協力員との協働などを通して、区民が伝統文化に親しむことができる環境を整備してまいります。

第2に、芸術文化活動への支援と啓発です。区内で活動する芸術文化団体に対する支援を行うとともに、区民ニーズに合った事業を企画してまいります。また、区民が芸術文化により身近に親しめるよう取り組みを進めてまいります。

第3に、新しい地域文化の創造と参加促進です。さまざまなジャンルのアーティスト活動を支援することで、新たに生まれた地域文化を発信するための支援を行うことで、区民参加を推進してまいります。

次に、3の本施策に影響を及ぼす環境の変化等でございます。5年前から現在まででございますけれども、地域や世代間の交流の希薄化により、地域の歴史などを知る機会が減り、身近な地域の歴史や伝統文化を知りたいという欲求が高まっております。また、みずから文化芸術活動に参加したいという要望も高まっているところでございます。

今後5年間の予測ですが、本区の貴重な歴史文化資産を継承、公開することを通し、観光や地域の活性化につながる活用を図ることが求められてございます。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、国内外からの来訪者に対し、本区の歴史や文化を発信していくことも求められると考えております。

次に、4、施策実現に関する指標でございます。本施策を展開していく上で、その成果や達成度の目安となる指標を定めており、4つの指標を設定してございます。指標75、文化財や伝統文化が保存・活用されていると思う区民の割合といたしまして、目標数値50%に対し、28年度は42%の状況でございます。

指標76は、この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合といたしまして、65%に対しまして55.3%で、さらに区民への情報発信等が必要な状況でございます。

指標77、芸術文化活動団体の施設利用件数といたしましては、6万6,000件に対し、28年度6万5,508件という状況でございます。

指標78、街かどアーティスト登録団体数は、80団体の目標値に対し75団体で、身近な芸術を親しむことができる機会が図られてきました。

5の施策コストの状況です。平成29年度事業費の予算は6億7,000万円余で、43.5%の減です。これにつきましては、ティアラこうとうなど3施設のいわゆる改修工事が終了したことが大きな要因でございます。

以下、具体的な事業について説明をさせていただきます。

事業概要一覧、施策20をごらん願います。伝統文化の保存と継承の観点から、8つの事業がございます。1から3までが文化財に関する事業で、保護に関する事業や公開に関する

る事業、理解を深めるための講習会事業などがございます。また、4の郷土資料刊行事業や5の文化財保護推進協力員活動事業は、地域で文化財保護の活動をしている協力員の諸経費のほか、7の歴史三館と呼ばれる深川江戸資料館、芭蕉記念館、中川船番所の管理運営に関する事業でございます。また、芸術文化活動への支援と啓発の観点から、江東公会堂（ティアラこうとう）の管理運営に関する事業でございます。

恐れ入りますけれども、政策評価シートにお戻り願います。6の一次評価のうち、施策実現に関する指標の進展状況でございますけれども、指標75につきましては、文化財保護推進協力員や民間ボランティアとの連携による普及・啓発とともに、継承者や伝承者の育成を図るとともに、歴史三館の効果的なPR活動に努めること、また、指標76につきましては、インターネットを活用したPR活動など、情報強化を図ること、指標77につきましては、新たな成果の発表の場など、団体活動の意欲向上につながる施策を検討すること、指標78につきましては、区内のイベントにアーティストを派遣するなど、身近に芸術に親しむ機会の提供に取り組むことなど、各指標においては、引き続き区民が江東区の文化に親しめる満足度を高めるよう取り組んでまいります。

施策の現状と課題につきましては、伝統工芸などでは後継者の育成が喫緊の課題であり、また文化財の保護活動では、人材の確保・育成について区民との協働体制の強化が必要です。また、区民参加型の文化芸術活動の取り組みを進めるとともに、区の文化施設においては地域との連携のもと、認知度を高める取り組みが必要です。

次に（3）の今後5年間の施策の取り組みの方向性でございます。まず文化財を次世代に継承するため、関係団体と連携し、区民の伝統文化への理解を深めるとともに、文化財の保護活動のリーダー養成などに取り組んでまいります。また、次世代の芸術文化の担い手を育てるため、ジュニア事業の拡充を図るとともに、オリンピック・パラリンピックを見据え、日本の伝統文化を発信し、地域の活性化や江東区の魅力など、PRに取り組んでまいります。

資料をおめくりいただきまして、二次評価結果の取り組みの状況シートをごらん願います。大きく3点の項目になりますが、シートの右側をごらん願います。

①の文化財や伝統文化等の保存・支援と他施策との連携では、平成28年度は主に児童を対象に、夏休み職人の技体験、小学校への講師派遣などを新たに実施し、伝統文化等の理解、啓発に取り組むとともに、歴史資料を活用しながら、伝統文化に対する区民意識の啓発等に努めております。

②の本区で活動する様々な団体・アーティスト等と協働・連携し、地域文化の育成、積極的なPRや多くの区民の参加を促す方策といたしましては、地域住民や自主グループ団体等との協力、参加のもと、各文化センター祭りを実施しているほか、次世代育成にも取り組んでまいりました。平成28年度には江東区文化コミュニティ財団のホームページをリニューアルし、SNSを活用した積極的なPRを行っております。また、幅広い年代の方々が参加できるような取り組みもあわせて行っております。

③の歴史文化施設の効果的なPR活動及び効率性・採算性の向上についてでございます。まずは利用者ニーズを的確に把握した上で、弾力的な施設運営によって来館者の増加に努めており、5年前と比較しまして来館者約20%増の実績を上げてございます。また、区内を訪れた外国人への対応として、多言語に対応したリーフレットを充実させるとともに、ホームページには多言語翻訳機能を組み込み、外国人来館者に対する受け入れ体制を強化しております。なお、本年度から中川船番所に新たに会議室を設置し、施設の利用者及び収入の増を図っているところでございます。

江東区の文化芸術活動の進展と区民が文化に親しめる機会を確保できるよう、施策を進めてまいります。

長くなりましたけど、説明は以上でございます。

○委員 どうもありがとうございました。最初に1つだけ質問させていただきたいと思いますが、A3判の評価シートの1枚目の左側の3-1の5年前から現在までというところで、地域のつながりが薄れてきたとか、それからあとは歴史・文化を知りたい欲求が高まっているとか、もっと知りたいという方が増えているとか、これについては何か調査か何かをされた結果なのかどうか、教えていただけますでしょうか。

○関係職員 ありがとうございます。この点につきましては、文化財保護に関する講習会とかを実施してございまして、その中で実際の参加者の意見として聞いたところでございます。特にアンケートとか調査を行ったものではないということでございます。

○委員 なるほど。意見を聞いたわけですが、その増えているとか減っているとかというのは、具体的にその場で特にアンケートをとったわけではないということですかね。

○関係職員 アンケートとして実数として持っているということでは正直ございませんで、実際参加されている方、例えば30名に対して、今年度で言うと6名程度が新たに入ってきた、特に転入されてきた、そういったことで興味、関心が深まっているという点数が入っているところでございます。

○委員　　ということであれば、おそらく行政の立場から見た感覚としてはそうかもしれないけれども、あまり客観的なデータではないわけですね。もしほんとうに客観的にそういうことであれば、非常にこれはいいことだと思うんですけども、江東区に住んでいたとしても、別に歴史にも文化にも関心がないという人も、実は大勢いるのかもしれませんがね。そこをそういうふう理解しておけば、行政のほうでこういうふうを受けとめた、こういうことでよろしいですね。

○関係職員　　おっしゃるとおりです。

○委員　　わかりました。どうもありがとうございます。ちょっと意地悪な質問をして申しわけないです。了解しました。

○委員　　ありがとうございます。私もそこがちょっと気になっていまして、やっていたらしゃることは文化振興とかとすごく大切なことですし、自分たちの地元の文化を知ることがとても大切なことだとは思いますが、なぜに区としてこういうことをしなくちゃいけないのかなというこの意味とかがちゃんと明確に示されていて、こういうことはこういう意味があります、だからこういう目的を設定して、この事業はこの目的のこの部分を達成する事業ですよとか、この事業はこの部分ですよという、何かグランドデザインのようなものがあって、それでこの事業を展開し、今、ご説明の中だと拡大志向だと思いたくは思いますが、拡大させようとしていることに対しての意味づけであるとか、そういう説明が、あまり伝わってこなかったもので、大切なことはわかるんですけども、その大切なことの江東区としての意味合いと、それを全体を描いたときのグランドデザインの中で、この事業はここなんですよという形での説明をされているのかどうかということ踏まえて、ちょっとご説明をいただくと、なぜ区がこれだけの事業をしなくちゃいけないのかということがわかるかなと思うんです。

○関係職員　　ご指摘ありがとうございます。確かにご指摘のとおり部分がございまして、他区の取り組み事例等を見ますと、やはり文化芸術に対する振興の基本指針であるとか方向性、そういったものを定められている自治体が非常に多くございます。ただ本区につきましてもそういった指針のようなものがまだ定められていないというところで、ご指摘のとおり、根拠としては非常に薄いのかなと正直感じるところではございます。

ただやはり区民の方が思っているところで、やはり文化芸術に親しむことによって心が満たされるというのは、おそらく否定される方は少ないかなと思ってございますので、そうしたところで基本的な事業については進めてきたところなんです、その根拠について

は確かにご指摘のとおりだなという部分でございます。

○委員 ありがとうございます。そういう意味で、そういうグランドデザインがある中で、基本指針のようなものがあるって、区民として、いわゆるコンセンサスのようなものができ上がった上でこういう事業が展開されていくことが、やはり予算、税金を使ってやるわけですので、すごく極端な言い方をすると、文化とかというよりは、ある意味使命的な、もっと必然的なものがあるじゃないか、だからそっちに使うべきじゃないかみたいな意見も一方であると思いますので、そういう方に対してもちゃんと説明責任を果たせるような形で、でも江東区としては区としてこういう目的を持っているので、こういう事業もこういうふうに展開しますという説明がぜひあるといいかなと思いました。

それから、ちょっと基本的なことの確認なんですけど、江東区として、今回文化コミュニティ財団の方もいらっしゃっていますので、区の役割とこの財団の役割がどういうふうに機能分化されていらっしゃるのかというあたりの役割分担を、ちょっとご説明いただければと思います。

○関係職員 その役割分担の部分でございますけれども、実際には大まかな方針であるとか、そういったものを定めるのが区の役割と認識してございます。実際計画等はないんですけれども、その方針等に基づきまして実際に実行していく、いわゆる実行部隊のようところが文化コミュニティ財団の役割ということで、今のところ役割分担をしているところでございます。

○委員 ありがとうございます。財団のほうのスタッフの方はどのくらいいて、どのくらいの事業費で動かされているのかというあたりも、ちょっと教えていただければと思います。

○関係職員 文化コミュニティ財団の職員数でございますが、まず理事長、事務局長が1人ずつおります。財団の職員の給料につきましては、江東区のほうから人件費補助金という形でいただいておりますので、定数につきましては区側と協議をした上で、今現在常勤職員が97名、非常勤職員が33名という形で運営をしております。

ただし今年度は、東大島文化センターが7月から改修工事で休館となりますので、今年度の運営につきましては、常勤職員が3名欠員、非常勤職員が1名欠員で運営をしているところです。

事業全体につきましては20億円程度で実施をしております。そのうち約半数が人件費で、おおよそあとは施設の維持管理と各種事業にかかる部分となっております。

○委員 ということは20億円のうちの10億円が人件費、今の常勤の97名の方と非常勤の33名の方の給与ということになりますか。

○関係職員 そうでございます。

○委員 その常勤の方、非常勤の方というのは、どういう活動をされていらっしゃるのかというあたりを教えてくださいませんか。

○関係職員 財団につきましては、江東区文化センターはじめ地域文化センター、区民センターが8館ございます。あと、江東公会堂が1館、深川江戸資料館、中川船番所資料館、芭蕉記念館の歴史系の資料館が3館ございます。そのほかの指定管理業務としまして、亀戸文化センターの建物でございます商工情報センター、合わせて13館の指定管理業務を受けておりまして、それぞれの施設に応じまして10名程度の職員が配置されてございます。

文化センターにつきましては夜10時まで開館してございますので、その中で施設の貸し出しですとか講座の企画、イベントの企画等をやっております。資料館につきましては午後5時までとなっておりますが、その中で来館者の受け入れや展示等を企画しているところでございます。

○委員 ありがとうございます。それから、もう一つがいろいろな事業をされていらっしゃるというご説明があったんですけども、その事業をやって、今後いろいろな形で事業を拡大して展開していかれるということだったんですけども、その拡大をしようとしているところの根拠が知りたいなと思っているんですが、やった結果、ほぼ検証されているのかどうか、利用された方の満足度は高まっているのかどうかということも含め、こういう事業を展開した結果、区民がどういうふうを受けとめていて、区民自身がちゃんと受益を受けているというか、利益になったと思っているのかどうかとか、その利益もいろいろな定義の仕方があると思うんですけども、満足度であったり文化的な支出が伸びたとかとか、いろいろな指標があると思いますが、そういう成果の検証をした上で、だから事業拡大をするんだとかという調査をされているのかどうかというあたりを教えてくださいませんか。

○関係職員 今後の拡大の根拠という部分でございますけれども、現在は、本年の3月に策定いたしました文化プログラムの基本指針というものがございまして、こちらに基づいて文化の取り組みについては拡大していこうと考えてございます。ちょっと戻るんですけど、江東区としての文化芸術に関する振興の基本指針につきましては、オリンピック・パラリンピックの開催が決定したというところで、オリンピック・パラリンピックにつつま

しては、スポーツの祭典だけではなくて文化の祭典でもあるというところで、いわゆる文化プログラムも推進していかなければいけないというのが側面でございます。

そうした動きがございましたので、まずはオリンピック・パラリンピックに向けました文化プログラムというものを推進していこうというところでございます。そのもともとの根幹となるような振興の基本指針につきましては、その文化プログラムの動向も見まして、やはりその効果等も踏まえまして策定していくべきなのかなと考えてございますので、そのあたりについてはそういった形で考えている部分でございます。

また、満足度につきましては、各種の講座等行ったところで、いわゆる利用者のアンケート等も実施してございますので、そうした中からいわゆる満足度についてはこちらとしても実感しているところでございます。

○委員 ありがとうございます。そういう意味で参加をされていらっしゃる方というのは、かなり満足はされると思いますけれども、データがあればなんです、76の指標で、この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合が、こんな数値でいいのかなというのがちょっとあって、それはどのデータに基づいたデータなのかということと同時に、これは区内の施設で行われている事業に接した区民の割合なのか、区民が区外でも、全国いろいろなところでもいいんですけれども、そういうのに接した割合なのかどうかと、ちょっと違ってくると思うんですが、その辺の根拠をちょっと教えていただきたいんです。

○関係職員 こちらはいわゆる区民アンケートという形でとった指標でございます。その設問をちょっと読み上げさせていただきますと、「あなたは、この1年間で以下に示すような芸術、文化、伝統芸能を鑑賞するために、施設等に足を運んだことがありますか」というような設問になってございますので、特に区内の施設等に限ってということではなくて、ほんとうにもう区民の方がいろいろな芸術に接したということを抑えているものでございます。

○委員 じゃ、そういう意味では、これは区民アンケートに限らずともこのぐらいの数値、半数ちょっとという感じですね。わかりました。そのことも踏まえて、いろいろ展開されているこの事業自体に、いわゆる財団を通してという形になると思うんですけれども、要は税金が投入されていることを踏まえると、どれぐらいの区民の方々がこの事業からの受益を受けているのか、いわゆる区民の中のどのぐらいの割合の方たちが参加しているのかというデータとかはとっていらっしゃるんですか。

○関係職員 財団の施設の利用者数という形でお答えさせていただければと思います。ま

ず財団の施設、会議室等で自主グループという形で、区民の皆さんが自分たちで同じ趣味なりを持った方たちが活動する中で、施設をお借りいただいたりもしております。

また講座やコンサート、イベント等にも参加されている方がございますが、そういった方の人数は平成28年度実績でいきますと、各施設合わせますと279万5,814人、これは延べでございますので、一概に何人かという形ではないんですが、270万人を超える方が施設を利用いただいております。

あとつけ加えて、歴史資料館の観覧者数も申し上げますと、13万4,771人。これは区外からの方も多いかとは思いますが、こういった方たちが施設を利用いただいております。

○委員 ありがとうございます。延べの人数を教えてくださいました。要は何か特定の方たちだけが受益を受けている事業だとすると、例えば利用者の方は満足度が高くても、いろいろ施設の利用の限界もあると思いますので、特定の団体だけが利益を受けているとなると、多分行政の中での不公平感もあつたりすると思うので、それでちょっと区民全体の方たちがこういう事業に対してどれだけの満足度というか、こういう事業をしてくれてよかったと思っているのかというのは、多分データをとっていらっしゃらないということだったので、その辺の区民全体がどう思っているのかというあたりも、ぜひ把握をしていただいた上で、事業の展開をぜひ考えていただけたらなと思いました。

それから最後に、この内容が、伝統文化に結構重点が置かれていらっしゃるんだなというのがわかって、確かに江東区はいろんな伝統文化がいっぱいあるのは重々わかってはいるんですけども、その江東区が目指す姿というのは、さまざまな文化に触れ楽しむ機会をという、そのさまざまな文化というところが重要と言っていて、決して伝統文化と言っていないところで、伝統文化に視点を置いている理由と、それから今後オリンピック・パラリンピック関係を踏まえて、文化プログラムの基本指針の中では、この事業展開を図ると言われたということは、オリンピック・パラリンピックという意味では、情報発信という点では伝統文化なのかもしれませんが、やはり楽しむというところでは、文化を受容するという部分も必要だと思うんです。

その辺の多様な文化を受容するか楽しむというところでの文化の定義、多様ないわゆる外国も含めたいろいろな文化があると思うんですが、そういうことを踏まえたような事業展開とかは考えておられないのか、オリンピック・パラリンピックも視野に入れたときに考えておられないのか、その辺がちょっとなかったのか、全くないのかどうか、情報発

信だけではなくて、楽しむ機会をといたときに、そういうのもあるのかなと思いましたので、お聞かせいただければと思います。

○関係職員 その点につきまして、まず文化ということを行ったときに、広がりがありにも広いのかなと考えてございます。そうした中で、やはりまずすべきことは、江東区としては、文化財が数ありますので、そうしたものを適切に保存、そして継承していくことが重要であろうと考えたということで、この文化財というものが一番上に来ている内容でございます。

ただ、文化というそれだけではないのはもうご指摘のとおりでございまして、実際の文化プログラムの基本指針の中でも、さまざまな文化、ほんとうに文化というイメージがどこまで広がるかわからないような広い中で、区民がスポーツだけではなくて、そういった文化に触れていくためのものというところで、広く文化というものを捉えてございます。

そうした中で、文化財に対する発信だけではなくて、文化財に当然触れることもそうですし、また音楽や芸術、アート、ポップカルチャーとかもそうですけれども、そういったものについても触れて、また実際に自分たちが体験できるようなことを目指しているところでございますので、ものすごく広がりとしては広いということで捉えてございます。

以上です。

○関係職員 あくまでもこの施策にぶら下がっている事業については、先ほどちょっとご説明しましたけれども、ある意味では文化なり伝統なり、そこら辺が中心になってぶら下がってございますが、江東区の場合、この施策だけをもって文化ということではなくて、これはもうご承知のことで申しわけないと思うんですけれども、例えばコミュニティだとかを含めて、いろいろな文化活動なりというのがほかの施策にもある意味では入っているというか、きっちりここに区切れないところはありますので、そこだけはちょっとご理解いただいて、どうしてもこの施策の部分の中心になるのはやはり、文化財の保護、あるいは歴史とかが中心になってきますけれども、そういう視点でこの施策については説明させていただいたことについて、ご了解いただければと。済みません。

○委員 いろんな施策の中でのこのことという位置づけは重々わかっているんですけど、目指す姿のところに「さまざまな文化に」と書かれている部分と、この施策の取り組みの整合性を考えたときには、やはりちょっともう一工夫といえますか、疑問が残る点があったので質問させていただいて、全体の施策があるということは重々わかっております。その辺

を区民の皆様にはぜひわかっていただきたかったというのがありますので、その姿と、取り組みの整合性という点はぜひ意識していただきたいなと思います。

○委員 この施策の文化の感じですけども、文化というと通常文化振興とか文化財の保護というのが一般的かなと思うんですが、当初この施策を見て、主に文化振興のことを挙げているのかなと思ったら、内容を見ると、一部文化財のことが入っているんです。ただその文化財の中でも、比較的新しい歴史的な資料が対象なのかなと思うんですけども、江東区さんは、埋蔵文化財、遺跡、遺構とか、縄文、弥生等のそういった資料は、もともとなかったんでしたっけ。そこだけちょっと。

○関係職員 もともとあったことはあったんですけども、関東大震災であるとか、また空襲、そういったところによって大部分が失われてしまったというのが現状でございます。残っているものについては非常に数少ないというのが現状でございます。

○委員 わかりました。よく文化財保護だと、どうしても埋蔵文化財的なものの比重が実際の場合高くなってしまいうので、その辺のことが一切触れられていなかったの、基本的にはもうないという理解でわかりました。

続いてちょっと、先ほどのこの財団の経費のことで、大体総額で20億円というお話があったんですけども、財団等は当然使用料収入とか、ホールを貸したら使用料とかあると思うんですが、そういった財団の利益を除いた実質的な支出が20億円という理解なんですよ。

○関係職員 先ほどの予算につきましては、財団としての予算になりますので、財団の運営のまずもとになるのが、区からの建物の維持管理ですとか事業実施にかかる委託、そして人件費補助、事業の補助もあるんですが、そういったものがございます。そのほかに財団としての活動にかかるものなので、全体なんですけれども、区からいただくものについては、財団が活動する上で支出がございますが、その上で、先ほど委員からありましたように、利用料金や講座料の収入、その差し引きが区からの委託料や補助金という形になってございます。

その辺が先ほどの資料の事業費について、ほかの事業とちょっと違うところになっておりまして、あともう一個大きいところが、ほかの事業につきましては人件費は入っていないんですが、財団の事業につきましては委託ですので、その中に人件費も入っているという形になります。

例えば施設の維持管理にかかる委託料につきましては、この資料の江東公会堂の管理運

営事業、こちらは3億5,500万円とございますが、このうち施設の維持管理にかかる委託料自体が2億2,000万円となります。ただし、これは実際には3億2,000万円ほどかかっておるんですが、駐車場等の利用料金が1億円ございますので、差し引き2億円を区からいただいているという形になってございます。

あと、ティアラに関する事業につきましても、区からいただいている補助金は2,500万円ほどなんですが、先ほどの20億のうちの9,600万円、これが実際財団として出しているお金なんですけれども、そのうち収入が7,000万円ございますので、差し引き2,000万円がこの事業で言うお金の中に入っているという形になってございます。

○委員 わかりました。ちょっとそういう質問をさせていただいたのは、基本的によく言われるのは、最終的に、ねばならない事業ではない部分があって、財源が厳しい自治体は、どうしても文化振興あるいは文化財については、予算が削減されたりする部分があるんです。

たまたま今江東区さんは、それなりの財源があるということだと思うんですけれども、こういった音楽あるいは芸術の振興というのは民間でもいろいろやられておりますので、区がどの部分をやるのかというのが、まず大切な部分であろうかと思うんですけれども、そういった場合、当然区がやった場合については、民間と同じにやったのであれば意味がないので、おそらく区がやるということの中で、ある程度税金を投入することがある中で、場合によっては良質な音楽を低廉な金額で提供するとか、地元の音楽サークルを育てるとか、そういった役割を持っているということだと思うんです。

一方、今度経営という観点から見ると、例えば先ほど言った総事業費があって、人件費等を含めてこれだけかかりますよということがあった場合、それを全部区民の方の税金でやるのか、あるいは利益者負担という形で、利用されている方に対して応分の負担をしていただくということを今後導入した場合、当然減価償却費等を入れるとかなり高い金額になってしまうとなると、施策的にどの程度区はこういったものに財源をつぎ込むのか、ある程度区民の合意を得ていかないと、足りない部分を全部区からということではなくて、ある自治体によっては、市税の何%はそういった音楽振興と文化振興に充てる限界がありますみたいなことがありますので、おそらくそういった枠組みがないと、これはもうつぎ込めばつぎ込むほど、区民にとってはいいとは思いますが、後戻りができないというか、財政が厳しくなったときに撤退できない部分がありますので、その辺をちょっと明確にしていってほしいのかなと思いました。

先ほどそういったものがなかなかないという話だったんですけども、施策のこの目標とすると、先ほどの指標76はアンケートだと聞いたんですが、ちょっと私もこれは、ほんとうにこんなに少ないのかなと。民間の要するに演劇を見たり、音楽とかを聞きに行ったりする方も含めれば、もっと多いのかなと思ったんですけども、こういった指標だということは基本的には、逆に言うと美術・音楽・演劇に興味がない区民の方が多いという裏づけになるので、そういった部分であれば、ある程度区としてはその率を高くしようということの中で、区がある程度税金をつぎ込んでやるのは、一つの意味があるという理解になるのかなと思いました。

あと基本的に、78の街かどアーティストの登録団体数というのをちょっと確認したいんですけども、こういったものはおそらく民間ではなかなか利益が上がらない事業なので、必要かなと思いますので、このアーティストを育てるといのは、地元にゆかりのあるアーティストを育てることだと思うんですけども、育てた後にそのアーティストさんが、区内でいろいろなイベントとかで活躍をされているという実績が出てきているのかどうか、ちょっと教えていただきたいんです。

○関係職員　ありがとうございます。先に指標の55%なんですが、これは区民全体の方でこういったことに触れた方の人数です。区民の方もやっぱり好みがさまざまあるかと思しますので、財団としましてはこれが100になるのが一番いいんですが、例えば文化よりも私はスポーツが好きですよという方もやはり多かろうと思います。その中でこの55%が、目標値は65%ですけども、これはかなりいい数字ではないかと財団としては考えておるところです。

街かどアーティストにつきましては、関係職員から回答させていただきます。

○関係職員　それでは私のほうから、街かどアーティストについてお答えいたします。KOTO街かどアーティストにつきましては、江東区を芸術家がいるにぎわいのあるまちにするということを目的としておりまして、そのアーティストの発掘、それから発表場所の提供、それによる地域の活性化、ひいては江東区というまちのイメージアップにつなげるということで、事業を実施してございます。

現在、こちらの指標にも書かせていただいていますけど、75団体が登録されておりまして、内訳といたしましては、いわゆるジャグリングのような大道芸が38組、それから音楽、楽器の演奏の団体が35組、それから似顔絵ですとかスケッチをおやりになる絵画系が2組ということになってございます。

こういったアーティストの方々の活動場所ということで、28年度実績といたしましては、計53回出演をしていただいております。活動場所としましては、文化センター等の公立施設はもちろんのこと、区内の商店街ですとか商業施設、それからいわゆる老人福祉施設ですとか地域の祭り、町会・自治会関係のイベントにも参加しております。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

○委員 がらっと質問を変えますけれども、例えば江東区でこの文化財は絶対に見ておけとか、あるいはこの伝統文化ってすごえぞとか、あるいは伝統工芸ではこれは売りですよとかいうあたりって、ちょっと何かアピールして。区民の皆さんもいらっしゃいますので、これは売りだ、よその区に負けないとかいうのをちょっとおっしゃっていただけますでしょうか。

○関係職員 数ある文化財がございますけれども、その中で特にというところだと、例えば旧大石家住宅なんかが挙げられると思います。これにつきましては昨年度、20年ぶりにカヤぶき屋根の補修工事をしたというところで、その工事についても非常にやはり他自治体はじめとして、注目度が高かったということがございます。そういった中で区内では珍しくも、実際中に入って見られますし、体験もできます。

また深川にございます深川東京モダン館、こちらについても過去の深川東京食堂の形をそのまま残したようなところでございますので、こうしたところにつきましても非常に趣があって、いいのかなと思ってございます。

また伝統芸能等でいきますと、公開する機会が非常に少ないところではあるんですけども、例えば角乗りであるとか、あとは深川の力持であるとか、こういったところについては非常にやはり見ていただきたいなと思ってございます。やはり角乗りについては公開の機会が年に1回しかないということで、非常に残念なところはあるんですが、こうした公開の期間については、今後区としても行政としても、ぜひ増やしていきたいなと思っているんですが、そうしたところについては、保存会等と話をしているという現状でございます。

多々あるんですけど、ちょっとこのくらいで。

○委員 伝統工芸はどうですか。

○関係職員 伝統工芸ですと、江東区ですとやはり江戸切子が一番有名です。

○委員 江戸切子はやっぱり江東区が一番なんですか。

○関係職員 墨田さんがよく取り上げられているところがあるんですけども、基本的に工芸というか、店は江東区のほうが実は多いんです。ここは非常に残念な部分ではあるんですが、墨田、隣の区さんのほうが、PRがうまいというところがあるんだと思います。ですので、本区としてはそのPRのところに重点を入れてやっていかないと、持っていかれちゃうというところもございますので、そういったところに力を入れていきたいなと思っております。

○委員 なるほど。あと、観光政策は文化観光課の所管にあるんですか、それとももう一つ何か別のところがあるんでしょうか。

○関係職員 観光は、文化観光課です。

○委員 ということですね。そうすると、区には区に相当する形で観光協会みたいなものあるんですか。

○関係職員 はい、ございます。

○委員 そうすると、その観光客の数がどのくらい増えたとか減ったとかというのも、大体把握されていらっしゃるんでしょうか。

○関係職員 あくまでも江東区内にいらっしゃる観光客ということで数えたわけではないので、都内に来る方ということを中心に、推計値という形で出しております。

○委員 なるほど。その江東区が、例えば観光振興をすることの意味合いって何なんでしょう。例えば今、日本全体で考えれば、GDPが500兆円のままなかなか伸びない。一次産業も二次産業も三次産業も頭打ちになっていますよね。これで、これからやっぱり観光じゃないかと言われてますよね。安倍政権も一生懸命やっている。それから、小池都知事も今非常に観光に対して力を入れておられて、大学に対しても非常にプレッシャーがかかってきているんです。

そういう状況の中で、それは例えばGDPを増やすとか、雇用の機会を増やすとかというのはわかるんですけども、江東区において観光に力を入れるということが、区民にとってどんな意味を持つんでしょうか。

○関係職員 何点かございますけれども、1点目にまず大きく挙げられるのが、いわゆる商業振興だと思ってございます。その地域の商店街であるとかお店、そういったところの盛り上がりがあるというところが1点目でございます。

2点目としては、その地域の活性化というところもあると思ってございます。ほかから多く観光客が訪れてくれることによって、やはり地域がにぎわいを生じて、そこから活気

が出てくるというところもあると思っています。

また、3点目としては、区民の方についてもほかから観光客が来て、例えば地元のことを説明するような機会があった場合に、改めて地域に愛着を持っていただいたり、また誇りを持っていただく、そういうところでも効果としてあるのかなと思っています。

○委員 なるほど。了解しました。僕はこういう計画というのは、一番大事なことは、すぐ応援したいという意味で言っているんですけども、やっぱり計画を構造化するということだと思うんです。大体どこの自治体を見ても、みんな羅列している感じがあるんですけど、やっぱり構造化するんだろうと思うんです。やっぱりとにかく文化財とか伝統文化とか伝統工芸を守ろうよと、これはおそらく私たちの世代の役目だろうと思うんです。今まで先輩たちがやってきたことです。これは一つの大きな仕事ですよ。

それから2番目が、やっぱり芸術とかを一生懸命やりたいという人たち、その区民を応援しようじゃないか。これはこの中にも書いてあるかと思えますけれども。

それから、3つ目はやっぱり区民の方々が心豊かに過ごすという意味で、スポーツだとか文化だとかに親しむ機会をできるだけ提供しようじゃないかということですよ。

もうまく、例えば子供たちとか、あるいは貧困状態にある子供たちだとか、家庭的に恵まれないような子供たちに、スポーツとか文化を受けさせる機会が与えられれば、それはまたものすごく大きな意味があると思うんです。ですから、これはこども未来部かもしれませぬけれども、そういう政策と子供の政策とつながるようなことだろうという気がするんです。それからあるいは高齢者だって、それによって生き生きするのであれば、その分だけ健康寿命が延びるかもしれない。構造化ってまさにそういうつながりが出てくるだろう。

それから4つ目が、やっぱり今おっしゃった観光だろうという気がするんです。

そして全く違う切り口で、施設を持っていらっしゃるわけですね。その施設を持つことによって、いろんな負担がかかるわけです。ですからその施設は必要だと。であれば、施設を全部自前でやれとは言わないけれども、施設の収益力というか、その収支を、これは委員が先ほど質問されたことだと思うんですけども、どこまで区民の税金負担を極力抑えていって、どこまで施設を長く生き長らえさせるかということの工夫、これはまさに経営的な工夫ですよ。

その施設というのは今言った、上4つぐらいのことにみんな絡む話なんだけれども、ちょっと切り口が違って、じゃ、それらのことをやる場である施設を、どういうふうに維持

していくのか、そこで少しでも収支を改善していくように努力すればいいのか。

例えばこういう5つぐらいの問題があって、実はこの問題はこういうふうにつながっていて、それが結果的には、この問題とこの問題がこうつながって、区民に対してこういうメリットをもたらすんだという問題の構造化とか、一つのストーリー、物語、それをやっぱりきちっとつくって、中長期のビジョンの中に折り込むと、おそらく区民の方々も、一つ一つの施策が腑に落ちてきて、それはそうだよな、先輩たちがやってきたことを守ろうとか、それからやっぱり芸術をやりたいと思っている人がいたら、それはみんなで応援しようじゃないかと、こういうふうになりますよね。

つまり平板に施策があって。こういうときって反対できませんから、反対できないいいことを書けば、みんなノーとは言わない。ただおそらく財政的に厳しくなる日がいつか来たら、これは委員がおっしゃったときに、金の切れ目が縁の切れ目でどんどん縮小する。そうすると、実際今まで支援を受けていた人たちは、何だということになってしまいますよね。

やっぱり持続可能な支援のスキームをつくるためには、区民の方々の理解がすごく大事で、そのためにはきちっとした政策の体系の中で構造化して、ストーリー化して位置づけていく努力がすごく大事だという気がするので、僕はいいことをいっぱいやっていらっしゃると思うので、ぜひそういうことを心がけていただければと思います。中身はわかっていらっしゃると思いますので、僕からのちょっとコメントではございます。

ちょっと勝手なことを申し上げて、今のことですけれども、部長、何かコメントありますでしょうか。部長でも課長でも結構ですけど。

○関係職員　実際に文化の場合、この施策については、またちょっと福祉とは違うんだと思うんですけども、やはりこの事業を展開するに当たって、当然区民からの税金を投入したりということがあるので、例えば区か何かで言うとちょっと大きな話をすると、例えば施設使用料なんかについても、どういう形でいわゆる区民の方に、税をどのぐらい入れて、どれだけ受益者負担をするんだという部分を定期的に検証する、これは区全体で検証している部分もありますし、また講座なんかも、受講料についてもコスト的なものも含めて、やはり利用料金というか、参加料金をいただいているとかということはあるので、その辺、今のコスト的な考え方自体がどうかという部分がありますけれども、一定の人件費も含めて、使用料なんかについても入れるような形で検証を定期的にしたりしていますので、当然ながらそれはコストの部分も含めた形で、コストとやはりそれに伴う効果、い

わゆるそこら辺をきっちりと検証した上で展開していかなければいけないのかなと。

これは文化施設だけではなくて、ほかの施設にもかかわってくる問題だと思いますけれども、先ほどお話がありましたけれども、文化施設を全ての方が利用するという、それはベストなのかもしれませんが、それはちょっとある意味そこまで望めない部分で、当然文化施設を利用する人、あるいはスポーツ施設を利用する人、あるいはほかの趣味の部分を利用する人、いろんな形であろうかと思いますが、ただやはり区として説明責任というか、これだけ税金をこういうルールで投入しているんですよというルールはきちんとつくっておかなくちゃいけないのかなと思います。

やればやるだけ効果が確かにあると思うんですけども、当然ながらコストとの関係というのは十分に考えていかなければいけないのかなと。

○班長 ありがとうございます。おそらくこの文化とかの問題というのは、いわゆるキーワードはサステナビリティ、持続可能性だと思うんです。やっぱりお金があるときに投入するというよりも、持続的に、息長い活動としてどこまで支援ができるのかということだと思うので、そういう意味でサステナビリティというのを意識しながら、選択を考えられるといいのかなという気がします。

じゃ、区民評価モニターの皆さん方からご質問とかご意見いただきたいと思うんですけど、いかがでございませうでしょうか。どうぞ、何なりとおっしゃっていただきたいと思います。どうぞ。

○モニター 結構文化施設を利用させていただいて、非常に喜んでおりますけれども、先ほどの区民還元という部分で、例えばティアラこうとうなんか、区民割引というのが多少あったかと思うんですけども、非常に少額でございませう。それで、ほかの施設の低料金のところは結構ですけども、できたらもう少し検討していただきまして、区民の方が行きやすいような状況をお願いしたいと思います。

○班長 いかがですか。

○関係職員 いつもご利用いただきありがとうございます。おっしゃるとおり、区民の方の場合、チケットを買っていただくと、一般料金よりも200円低額で販売させていただいております。ただ一方でやはり経費がかかりますので、ある程度収入を得ないといけないということもございまして、今のところ200円という形となっております。

ただ、あとはそれ以外の方、区民とは限らないんですが、例えばティアラこうとうですと、オーケストラとかがコンサートをやる前に、公開リハーサルとかもやってございませう。

例えば昨日もやっています、無料でリハーサルを見学いただくとか、そういった活動もやってございますので、区民の方にはぜひそういった機会にご参加いただければと思っております。

またちょっとPRになってしまうんですが、毎週金曜日なんですが、庁舎の横にございます江東区文化センターの談話ロビーで、江東区音楽協会の協力を得まして、プロムナードコンサートをやってございます。今日も12時から30分ですが、ピアノコンサートがございまして、ぜひお時間がありましたら寄っていただければと思います。

○班長 ありがとうございます。私もぜひ行きたいと思っておりますので、区民モニターの方はどうぞ遠慮なく。よろしゅうございますでしょうか。

そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

○モニター 文化施設のそういうコンサートホールとかに関して、見せるだけの部分をもっと掘り下げて、例えばバックステージツアーであるとか、そこに接することに対して興味を持ってもらう、何かを見せることは当たり前のことでして、そうではなくて、裏で参加して興味を持ってもらうということをしてもらっても、おもしろいのではないかと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○関係職員 まさにそのとおりだと思います。今年からまた改めて始めていることが1つありまして、ボランティアスタッフ、運営ボランティアを今募集しております、10名程度今おります。その方たちに定期的に事業の企画に参画していただいて、曲を決めていただいたりとか、それからあとはチラシの配布でありますとか、当日のチケットのもぎりでありますとか、そういったものについて今一緒にやっているところでございます。

確かに今いただいた内容で言いますと、バックステージツアーとか、そういったものも今後取り入れていければなとは思っております。

○班長 どうも貴重なご意見ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。どうでしょうか。どうぞ。

○モニター 今日はお忙しいところ、いろいろ意見を聞かせてもらってありがとうございます。お金がすごくかかっているんだなというのがよくわかったんですけど、赤字になってもずっと続けてもらえるものなんですかね。例えば一般企業とかだと、黒字が出ないとやっぱり維持ができない、ぶっちゃけそんなところはあると思うんですけど、民間さんはそういう感覚は多分あまりないのかなとか思ったりするんです。歴史とかそういう復興文化みたいなのは、やっぱり継続してほしいし、潰してほしくない部分もたくさんある

んですけど、続けていくことができるようにはできているんですか。

○班長 非常に大事なご質問です。いかがでしょうか。

○関係職員 ご意見ありがとうございます。確かにおっしゃるとおりで、文化財という形でもおっしゃられたんですけども、それにつきましては全くもうやっていかなければいけない部分だと思ってございます。それについては、予算も限りはあるんですけども、そのある中で十分な活動をしていきたいと思ってございます。

また、ほかの例えば音楽であるとか、そういったいわゆる文化的なことにつきましても、基本的には、先ほどご指摘いただいたような持続可能性という部分にも絡んでくると思うんですけども、民間さんとのすみ分け等も考えながら、区がどういった部分をやっているのか、どういったところをやっていかなければいけないのかというのを十分検討した中で、続けていく部分については続けていく、やらなければいけないことについてはやっていくということでございますので、この場で、ずっと同じ事業を継続していきますよという話には多分できないと思うんですけども、そういった時代時代の変遷を捉えながら、また予算の状況も捉えながら、必要な限りで区民の方々にサービスを提供していきたいと思ってございます。ちょっと答えになっていないかもしれないんですけど。

○班長 どうぞ。

○関係職員 例えば文化財とかそういうものについて、区のどうのこうのということではなくて、やはり区民全体の貴重な財産で、当然ながら後世にきちっと受け継いでいかなければいけない部分については、いろいろ判断はありますけれども、それは区民の方の税金を投入するとかということについては、ある一定の区民の方にご理解をいただける部分なのかなと思います。

ただその中でいかに効率的に限られた財源を使っていくかということだと思いますけれども、特に文化財とか、あるいは伝統芸能とかという部分については、区民の財産を後世にきちっと受け継いでいくために必要な経費というものは、きちっと対応していかなければいけないのかと。

ただやはり、時代の流れによっては見直しとかも、当然ながら必要になってきますけれども、基本的には私たちは文化財とかそういうものは、区民の貴重な財産という形で捉えて、運営なりきちんと維持をしていくのかなと。

○班長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。おそらく収支で、企業なんかのように利益の追求メカニズムというのがあるわけですけど、例えば教育とか文化と

か、それから弱い立場の人たちを救済するとか支えるとかというのは、どうしても収支とは別に、極端に言えば赤字になっても、税金を投入してでも、それはやっぱり守っていくんだということだと思っんです。ただそのときに野方図にお金を投入できないので、そこは民間的な発想とかも使いながら、できるだけ負担を小さくするという事なんだろうと思っんです。

ただし、全てをいわゆる収支だとか利益の中で賄っていくのは非常に難しいだろうと思っので、特にこの文化、教育、それから弱い立場の人たち、それから防犯、防災みたいなもの、これはおそらく税金を投入しなきゃいけないだろう、こういう理解でいただければと思っます。どうも貴重なご意見ありがとうございます。とても大事なお指摘ですから。

そのほかいかがでしょうか。それじゃよろしいでしょうか。さっき12時と決めてしまいましたから。最後に両委員から、総括コメントをいただければと思っます。よろしく願っします。

○委員 ありがとうございます。済みません、ちょっと辛口な質問ばかりしてしまったんですけど、決してこの活動が意味がないとか言っているのではなくて、すごく大切なことをされているからこそ、こういうふう考えるからこういうことをやっているんだというのを、ぜひ自信を持って、行政として説明していただきたいなというところがあったので、質問させていただきました。

そういう意味で、今いろいろ質問の中にもありましたけれども、行政だからこそやらなきゃいけないし、やれることというのがあると思っますので、そういうことに対してちゃんと区民の皆さんから共通理解とかコンセンサスを得られるような形で、ぜひ行政側として説明責任を果たしていただいて、これらの活動の意味とか、江東区としてすごくいい活動をされていらっしゃると思っますので、ぜひ発展させていっていただきたいなと。

そのためにも、やっぱり区民の皆さんの理解を得ていただくような形での説明責任をぜひ果たしていただきたいですし、それを果たすための根拠というものをぜひ持っておいていただきたいなと思っます。

それから、文化とかというのは、それを守っていくのは大切なことなんですけど、すぐにできるものでもないで、そういうことを大切にして継承していくという意識を持った人材を育てていくことが、先ほど持続可能性というお話がありましたけれども、持続可能性を持たせるためにも重要だと思っますので、そういう人材育成という点では、やっぱりこう

いう活動を、学校も忙しいですけれども、学校教育の中で少しずつ関連させていくとかという形での学校教育との連携であるとか、そういう点もぜひ視野に入れながら、区内の子供たちで、変な話ですが、行政が動かなくても、区内に子供たちが育って行って、そういう人材が育っていれば、いわゆる区民自体がそういうものを守っていく、地域でそれを守っていくというところができるしていくと、だんだん行政としてかかわることも減ってくるかなとも思いますので、人材を区として育てていくという観点からも、ぜひ学校教育との連携という視点もとっていただけるといいかなと思いました。どうもありがとうございました。

○委員 この施策の大事なところは文化に触れ、親しむということだと思うんですけど、そのためには先ほど学校教育というのもありましたけれども、授業はいろいろ忙しいでしょうけれども、小中高のカリキュラム、そういった中で美術、音楽、演劇に親しむことができるようなものを織りまぜていければ、大人になっても興味を持っていただけるのかなと。

そこをやらないと多分この76の指数は伸びないと思いますので、子供のときからなれ親しんでいけば、やはり音楽会に行ったり、スポーツを観戦したりとかというのが、基本的には日常生活を心豊かに送ることにつながるのかなと思います。

以上です。

○班長 どうもありがとうございました。私はさっき申し上げたとおりです。全体的な話をしましたけれども、いつも自分で、最近悩んでいるのが、子供の貧困率が13.9%ですか、6人に1人だったのが7人に1人まで改善されましたけれども、しかしそうはいったって、7人に1人の子供が貧困だということですから、35人学級があれば5人ぐらいのお子さんが貧困状態にあることになりまして、それから今や大学受験をする子も、ほとんど勉強しなくて大学受験できちゃう子たちが非常に増えてきておりまして、自分自身が何のために生きているんだという居場所自体がなかなかないとか、そういった人たちに対して子ども食堂とか、いろんな形で手を差し伸べることも大事なけれども、やっぱり文化とスポーツというのは実は、子どもたちを巻き込んだりする中で、子どもたちに居場所を与えたり、子どもたちの心を豊かにするような、非常に大きな機会だと思うんです。

ですから、私は、やっぱりこの文化とか観光とかというのは、ほんとうは実は結構そういう行政のど真ん中の施策なんじゃないかと私は思っておりまして、どうか今かかわっていらっしゃる皆さん、誇りを持っていただいて、ぜひこれが江東区の一つの大きな売りに

なるような形で、次々といろいろなアイデアを出していただければと思います。

それからあと、データの的には、今KPI、指標が何でもいろいろ求められる時代なんですけれども、例えば歴史三館の入場者数とか、あるいはまさに江東公会堂だとか、そういった施設の収支は赤字でいいと思うんです。当然それは区からの負担があつていいと思うんですけど、その補填部分がどれだけ少なくなってきたかとか、そういうような経営的な視点で物事を見ることによって、この指標がもっともっと豊かな指標になってくると思うので、その辺はさらにまだ工夫の余地があるのかなと思いますので、ぜひそういったことにもまた挑戦していただきたいと思います。

ただし、ぜひ今おっしゃったところについて私も早速いろいろ見に行ったりとか、江戸切子も、高いので買えませんけれども、いつか江東区の江戸切子を、ぜひお金がたまったら買いたいと思いますので、またその節は安いところを紹介していただきたいと思います。

今日はお忙しいところ、非常に興味深いお話をしていただいたこと、感謝申し上げますと思います。また区民評価モニターの皆さん方も、最後まで熱心に聞いていただいて、また非常に適切なお質問とかご意見をいただいたことを感謝申し上げます。ちょうど12時でありますので、これで終えたいと思います。最後意見シートのほうをお書きいただきたいと思います。どうもありがとうございました。

じゃ、事務局のほうから。

○関係職員 それでは、委員の皆様、外部評価モニターの皆様、長時間どうもありがとうございました。

まず事務局からご案内でございますが、ただいま委員長からお願いしましたように、外部評価モニターの皆様には、本日意見シートを2枚、それぞれの施策で1枚ずつ、合計2枚お配りしておりますけれども、ヒアリングをお聞きいただいて、施策に対する区の取り組みについてどのような感想を持たれたのか、こちらの意見シートのほうにご記入をお願いいたします。このシートにつきましては、本会場出口に職員が立っておりますので、お帰りの際にご提出いただければと思います。

また委員の皆様につきましては、外部評価シートの作成をお願いいたしますが、こちらは7月26日水曜日までにご提出をお願いいたします。なお、本日ご参加いただきました外部評価モニターの皆様からいただいた意見シートにつきましては、翌日までに送付させていただきますので、外部評価モニターの皆様のご意見も踏まえて、外部評価シートを作成いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

○班長　それじゃ、どうもありがとうございました。

午後12時 5分 閉会